

39/100

1 I. 図書類を購入する側の権利

2 第1. 保護範囲

3 1. (1) 図書類を購入する側の者は、本件条例によって規制図  
4 書類の取得が困難になるという規制（以下、本件規制と称す  
5 る）を受けている。このような図書の内容たる情報を得るこ  
6 とができなくなっているところ、「知る権利」に対する制約と  
7 して違憲に当たるかが問題となる。

8 (2) まず、表現の自由（憲法21条1項）とは、政治的意見（思  
9 想）を表明する自由である。その趣旨は、自己実現と政治的  
10 意思決定への参画という点にある。

11 (3) この点、各自が情報を取得することは自己の人格を発展さ  
12 せるのに必要不可欠であること、情報を取得することで政治  
13 的意見を形成できることに鑑みれば、表現の自由の派生原理  
14 として、「知る権利」が保障されている。

15 2. (1) もっとも、本件では、規制図書類記載の性的情報につ  
16 いての知る権利が問題となるところ、性的情報は政治的意見  
17 の形成に何ら寄与しない。また、性的表現は、その受け取り  
18 手の年齢や成長段階次第では、むしろ悪影響を与え得るもの  
19 であり、「低価値表現」にあたるとして、憲法上保障されない  
20 との意見がありうる。

21 (2) しかしながら、性交渉は男女間の最上級の愛情表現である  
22 といえ、かつ人間が人生において行う出生については性交渉  
23 が必須であるところ、性的表現が人間の人格形成に与える影

5/5

①/

②/

③/

④/2

+1

大量と  
点改め  
2019  
いはい。

1 響は大きい。よって、憲法上の保障が認められる。

2 第2. 制約

☆ 18才未満と18才以上は分けて書くべき

15  
36

3 1. (1)まず、本件規制は規制図書が性的表現を記載している

→ (13) 2

4 との内容に着目した「表現内容規制」である。そして、その

5 範囲は、青年に限らず、18歳以上の者にも等しく及び、広

6 範囲である。また、このような者に対して規制図書の取得を

18歳未満  
18歳以上

7 制限するという、直接規制にあたる。

8 (2)また、条例8条3項により、青少年に対しては一切の規制

(12) 1

9 図書の販売や貸与が禁止され、青少年はおおよそ性表現に触れ

10 ることが困難となる。また、8条1項・2項に該当する限り、

11 おおよそ規制図書を手に入らず、規制の制約が大きい。

12 (3) 加えて、本件規制は、刑法175条で対象になっていない

13 「わいせつな文書」に当たらないものについても規制の対象

14 となっており、本件条例の適用者のみに別途規制がかかると

15 という点で、規制による影響が大きい。

16 2. (1)しかしながら、そもそも性表現については、一度市場

17 に出してしまうことで、青少年の成長に悪影響を与え得ること

(16) 2

18 からして、思想の自由市場の対抗言論にゆだねることは妥当

(14) 1

19 ではない。

20 (2)また、そもそも性的表現は憲法上の保護を受けるとしても、

21 対象ごとに、その保護程度には差が認められる。そして、性

22 的表現については、人格形成に悪影響を与え得ること、政治

(15) 2

23 的意見の形成に寄与しないことからして、保護の程度が低い。

違憲表現型は例外  
の例外ではない

1 (3)加えて、青年ではない18歳以上の者については、条例8  
2 条3項の反対解釈として、一定の場所においては規制図書の  
3 購入が認められている。この点、本件規制は場所による規制  
4 に当たるとして、「表現内容中立規制」である。そして、規制  
5 図書は発売されており、一定の場所で購入できることからし  
6 て、本件規制は「事後規制」にあたる。

22 2

接収  
意図不明

7 (4)さらに、そもそも青年に対する性表現の取得の規制は、既  
8 に他法律で規定されており、青年に対する制約も大きいとは  
9 言えない。

10 (5)また、知る権利については、一方的に国民が情報を受領す  
11 るものである以上、萎縮効果を観念できない。

?

12 3. 以上より、本件規制による制約は、必ずしも大きなもの  
13 であるとは言えない。

14 第3. 文面審査

← 2の位置に理由不明

15 1. (1)表現規制立法の明確性について、規制の規準が不明確  
16 であれば、本来規制されない表現活動であっても、表現活動  
17 が許されているか分からず、表現活動を差し控えるという萎  
18 縮効果が生じ、表現の自由が不当に制限されてしまう。そこ  
19 で、①曖昧不明確な表現行為の規制は違憲(21条1項)にな  
20 ると解する。

5/9

5 2

6 1

21 (2)また、一般国民において、当該表現物が規制の対象となる  
22 かどうか判断できるような基準でなければならない。

7 1

23 2. (1)本件規制において、条例7条の規制図書の範囲は、「殊

1 更に性的感情を刺激する」ものとされている。殊更に性的感  
2 情を刺激するかどうかは、性的表現に対する個人の耐性によ  
3 って変化するものであり、一義的に判断できるものではない。  
4 そこで、条例7条の規制に当たることをおそれて、販売業者  
5 が図書を販売しなくなることにより、よって、性的表現につ  
6 いての知る自由が制約されてしまう。

7 (2)もっとも、当該文言について合憲限定解釈が可能であれば、  
8 文言に不明確性がないとして、違憲状態は認められない。こ  
9 の点、条例の目的が青少年の健全な育成・善良かつ健全な市  
10 民生活の保護という点にあるところ、少なくとも性教育のた  
11 めの性的表現については認められるであろうが、どこまでの  
12 表現であれば、「殊更に」性的感情を刺激するのか、を限定し  
13 て解釈することはできない。

⑧/

△

たせでいいや。条文全体を見て、文言のニュアンスをみる。

14 (3)よって、条例7条は、憲法21条1項に違反し、違憲であ  
15 る。

#### 16 第4. 実体審査

17 1. (1)第2で検討したように、本件規制による制約は必ずし  
18 も大きなものであるとはいえない。そこで、本件規制の合憲  
19 性については、緩やかに審査する。

⑧⑨/4

たせ?? 理由ない!!

20 (2)具体的には、LRA基準を用いることはせず、規制が「必要か  
21 つ合理的な制限」であれば、規制は合憲であると解する。

22 2. (1)この点、本件規制は、スーパーやコンビニなど、日常  
23 的に利用する店舗において規制図書が販売されるようになって

ており、これによって①青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすこと、②見たくない表現物を見ざるを得ないという状況が生じており、これらを防止することを目的としている。

(2)①について、性的表現によって、青少年の成長を阻害したり、判断能力が十分ではない青少年が非行に走るなどのおそれがある以上、立法目的は合理的である。

(3)②について、個人には情報を取得する権利（知る権利）がある以上、その反面として、自己の人格形成のために不要な情報を排除する「知らずにいる権利」も保障される。そうであれば、②の立法目的も合理性がある。

3. (1)そして、手段については、日用品を販売する店舗での規制図書類の販売・貸与を禁止することで、②の目的を達成する。

(2)そして、青少年について一切の規制図書類の販売を禁止することで（条例 8 条 3 項）①の目的を達成している。それに加え、18歳以上の者については、一定の場所において、規制図書の取得を認めており（条例 8 条 3 項 反対解釈）、規制の程度を最小限にしている。よって、手段にも合理性が認められる。

4. 以上より、本件規制は合憲である。

21

II. 販売する店舗側の権利

第 1. 保護範囲

①、②⑤

3/7

②③、②④、  
②⑦、②⑧

1/10

この規制は、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすこと、見たくない表現物を見ざるを得ないという状況を生じており、これらを防止することを目的としている。

3/4

29/1

30/1

これは  
営業の自由と  
認められる  
わけではない  
のでは??

保護  
範囲で  
認められ  
理由が  
不明。

31/1

1 1. (1)職業選択の自由（22条1項）とは、「自己の従事する  
2 職業を決定する自由」である。職業選択の自由を認める趣旨  
3 は、①職業は、生計を維持する為の継続的活動であると共に、  
4 ②~~職業~~業社会における社会の存続と発展に寄与する活動であり、  
5 また、各人が自己の個性を全うすべき場として、個人の人格  
6 的価値とも不可分の関連を有するものである点にある。  
7 (2)本件においては、スーパーやコンビニなどの日用品を販売  
8 する店舗（以下、「日用品店」と称する）、学校周辺の規制地  
9 域の店舗（以下、「周辺店舗」と称する）、書店やレンタルビ  
10 デオ店（以下、「専門店」と称する）において、規制図書類の  
11 販売・貸与が禁止されており（以下、これを「本件規制」と  
12 称す）、規制図書類の販売・貸与という職業の選択が禁止され  
13 ているとの主張がありうる。  
14 2. (1)他方で、22条に係る職業は、主として営利を目的とし  
15 て自ら行うものであるので、社会通念上の「営業」は職業に  
16 あたる。よって、「営業の自由」は職業選択の自由の1つとし  
17 て保障される。  
18 (2)そして、本件では、専門店は条例8条3項の反対解釈とし  
19 て、8条2項の要件が満たされない限り、規制図書の販売を  
20 することが認められている。そこで、日用品店・周辺店舗共  
21 に、業種を専門店に変更し、8条2項の要件が満たされない  
22 場所で営業することにより、規制図書類の販売・貸与をする  
23 ことが可能である。よって、本件規制は、職業選択の自由を

1 規制するものではなく、あくまでも営業の自由を制限する者  
2 に留まると解される。

### 3 第2. 制約

店舗に於いては流通販売

4 1. (1) 本件規制により、条例8条1項の店舗及び8条2項の  
5 要件を満たすどの店舗も、規制図書類を販売・貸与を一切禁  
6 じられる。これについて、許可制よりも厳しい制約が、直接  
7 に、事前規制という形でとられていると評価できる。これは、  
8 自己の能力や努力によって買えることのできないものである。

9 (2) また、規制図書類の販売・貸与を行った場合には、行政処  
10 分として改善命令又は業務停止命令という、生活の維持に関  
11 わる重い処分が下されることとなる。加えて、刑事罰が科せ  
12 られるおそれがある。

13 (3) また、条例8条2項に当てはまらない専門店であっても、  
14 規制図書類を隔離して陳列しなければならず、内装工事を要  
15 するという負担が生じている。

16 2. (1) しかしながら、第1にて検討したように、本件規制は、  
17 職業選択の自由ではなく、それよりも要保護性の低い「営業  
18 の自由」を制限するにとどまる。

19 (2) 実際、どのような店舗であっても、専門店に業種を変更し、  
20 条例8条2項の要件を満たさない場所に移転することで、規  
21 制図書類を販売・貸与することが認められている。これは、  
22 自らの努力によって変えることのできるものであると評価で  
23 きる。実際、条例の施行までに6か月という期間が設けられ

P.7の26と対値

1 ており、その間に、店舗の形態や場所を検討することは可能  
2 である。

3 (3)また、条例に違反しない限りで自由に規制図書類を販売・  
4 貸与できるので、制約は許可制よりも緩いと解される。

5 (4)さらには、販売・貸与が禁止される対象は「規制図書類」  
6 に限定されるところ、これは I において検討したように、青  
7 少年への害悪が生じ得るものである以上、これを販売する行  
8 為には必然的に制約が存在すると解される。そこで、本件規  
9 制によって権利・自由の受ける制約は程度が小さい。

10 (5)加えて、罰則として行政罰ではなく刑事罰が科されるとこ  
11 ろ、刑事訴訟法による手続きの方が行政法の手続よりも厳格  
12 である以上、被対象者の保護に厚いといえる。

13 3. 以上より、制約はあるものの、かならずしもその度合い  
14 が高いとは評価できない。

### 15 第3. 正当化

16 1. (1) 職業はその種類、性質、内容、社会的意義及び影響が  
17 極めて多種多様であるので、職業の自由に対する規制措置が  
18 正当化されるかは、それぞれの事情に応じて検討することを  
19 要する。

20 (2) 具体的には、職業の自由に対する規制措置が正当化される  
21 かについて、規制の目的、必要性、内容、これによって制限  
22 される職業の自由の性質、内容及び制限の程度を検討し、比  
23 較考量して、決定する。

一般論  
u217  
ok

1 (3) そして、規制措置の正当性の有無について考量するのは、  
2 第一次的には立法府の権限と責務であり、立法府の合理的裁  
3 量の範囲にとどまる限り、その判断を尊重すべきである。し  
4 かし、その合理的裁量の範囲については「事の性質上」、広狭  
5 があると解される。

42の判例と43の正當性はどいう関係にある??

6 2. (1) 本件規制の目的は、①青少年の健全な育成、②性的な  
7 ものに触れなくて済むようにするという、国民に対する害悪  
8 の防止という消極目的を内容とするものである。

①も②も消極目的  
といふのであろう

9 (2) 他方で、第2にて検討したように、本件規制は営業の自由  
10 の規制にとどまり、また、許可制よりも緩やかな規制に留ま  
11 るどころか、一定の要件を満たせば、制約を受けないもので  
12 ある。加えて、規制による権利・自由の制限も大きくない。

13 (3) そこで、本件規制の合憲性は緩やかに判断され、重要な公  
14 共の利益のために必要かつ合理的な措置であればよいと解さ  
15 れる。そして、立法目的のために手段が必要最小限度である  
16 ことまでは求められない。

店舗  
どこで  
売ってるのか?

17 3. (1) 本件規制の目的は、上述のとおりであるところ、実際、  
18 8条1項に該当する日用品店の内、4分の1にあたる600  
19 店舗もの店が規制図書類を販売・貸与している。そこで、本  
20 件規制は、上記①②の目的達成に必要である。

どの  
店舗に  
7-27  
流通  
しているのか?

21 (2) そして、①青少年の成長の阻害・非行のおそれを防止すべ  
22 きであること、②個人が情報を取捨選択する権利を保障され  
23 るべきことからして、目的には合理性が認められる。

4. (1) 手段について、日用品店において規制図書類の販売・  
貸与による売り上げの割合は全体の微々たるものにすぎず、  
規制による影響は小さい。また、市内の規制地域において、  
規制図書類を販売・貸与をする店舗の内、規制図書類の売り  
上げが全体の20%を占める店舗は、150店舗中10店舗しかな  
く、他の店舗よりも営業利益に影響が生じ得る専門店でさえ  
も、本件規制による影響は小さい。

(2) 加えて、規制図書類の販売・貸与には集客効果があるとし  
ても、規制図書類の販売・貸与を継続したければ、店舗を移  
転することで行うことが可能である。そして、そのために条  
令の施行までに6か月を設けている。

(3) また、条例8条4項にて、規制図書類の隔離を義務付けら  
れる点は、隔離をすることで、規制図書を一般人の目に入ら  
ないようにし、かつ青少年との接触を回避できるので、上記  
立法目的を達成するために合理的な手段であるといえる。

(4) よって、本件規制手段は合理的である。

5. 以上より、本件規制は合憲である。

以上

枚数オーバー  
してます。

ナニにリッブの店舗  
ジャンルいろいろあるも  
ない